

公益財団法人日本パラスポーツ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、第2条に定める者が本会の社会的使命と役割を自覚し、第4条に定める事項を遵守するとともに、「公益財団法人日本パラスポーツ協会登録・加盟団体における倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン」を十分に理解し、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの信頼を失うような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 この規程において、対象となる者は、次のとおりとする。

- 1 公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「本会」という。)定款第 14 条に規定する評議員、同第 28 条に規定する理事・監事、同第 35 条に規定する最高顧問、同第 36 条に規定する名誉会長、同第 37 条に規定する顧問及び参与、同第 47 条に規定する運営委員会委員、同第 53 条に規定する専門委員会委員、同第 56 条に規定する職員、上記以外で本会会长または日本パラリンピック委員会委員長が委嘱した者(以下「役職員等」という。)をいう。
- 2 本会定款第 5 条に定める登録団体(以下「団体」という。)をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等および団体は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、公正かつ誠実に行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等および団体は、下記の事項を遵守しなければならない。

- 1 本協会の名誉・信用を著しく毀損する行為をしてはならない。
- 2 関係法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること。
- 3 暴力、ハラスマント及びドーピング等の薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 4 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 5 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 6 補助金、助成金等の経理処理に関し、法人格の有無や種類を問わず、各団体の経

理規定等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

7 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持ってはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条

- 1 この規程の実効性を確保するために本会にコンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(この規程に違反した場合の対処等)

第6条

- 1 役職員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者(担当常務理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、会長へ報告し、会長はコンプライアンス委員会の意見を聴取したうえで、評議員及び役員の解任については定款第15条及び第33条、職員の処分は本会就業規則第59条及び関係する規程等に則って必要な措置をとるものとする。
- 2 第2条に定める本会が委嘱を行っている者がこの規程に違反した場合には、その職を解くことができる。
- 3 第2条第2項に定める団体がこの規程に違反した場合には、登録団体の処分に関する規程に則って必要な措置をとるものとする。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成25(2013)年3月12日から施行する。
2. 平成27(2016)年10月28日 改正
3. 令和3年11月19日 改正
4. 令和6年3月26日 改正